

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当	
				問い合わせ先	65-0119	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		町内会 44団体		代表者名	各町会長	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	昭和57年	補助終了年度	未設置
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、町内各所に消火器が設置され、火災発生時の初期消火体制が構築される。				
補助金の額 （ ）は一般財源の額	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
	514,380 円	534,350 円	603,690 円	800,000 円		
	(514,380 円)	(534,350 円)	(603,690 円)	(800,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市の補助金を使用して、町内会が消火器や格納箱を街頭に設置した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,832,887 円			
	うち補助事業全体の経費		1,832,887 円			
	うち補助対象経費		603,690 円			
	補助対象経費の内訳		消火器の購入設置 189本			
			格納箱の購入設置 103箱			
補助額の算出方法		補助率、補助額	消火器:設置経費の1/3、または上限3,000円 格納箱:設置経費の1/3、または上限2,000円			
		補助限度額	1町内会につき、消火器10器(30,000円) 格納箱10基(20,000円)			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	金額に変更があった場合は変更承認申請書の提出が必要	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		町内各所に消火器が設置されたことで初期消火体制が整えられ、住民の安心安全を得ることができた。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和3年度の実績に基づき作成しています。